

(新) 新規開業・新事業展開支援事業

1 目的

- ・ 中小企業者等が行う新規雇用を伴う新規開業や新事業展開に係る経費の一部を補助することにより、地域における安定的な雇用の創出を図る。

2 対象者

- ・ 中小企業者等（農業者又は農業生産法人も含む）
 ※市長が定める期間内に、事業主の都合による解雇がないもの

3 対象となる事業、補助金の決定

- ・ 次のいずれかに取り組む事業であること

ア 新規開業	会社、組合等設立するなどして新たに事業を開始するもの
イ 新事業展開	(ア) 現在行っている事業と、日本標準産業分類の細分類ベースで異なる事業を新たに行うもの (イ) 市長が新事業展開と認める事業 現在行っている事業と、日本標準産業分類の細分類が同一だが、既存製品の高付加価値化により新商品を事業化するもの、既存事業に新たなサービスを付加するもの、事業の対象や内容を大きく拡充するものを対象とする。(単純拡張は非該当)

- ・ 事業の着手から1年以内に、正規雇用として、2人以上新たに雇い入れ、かつ1年を超えて継続雇用していることが確認できる事業であること。
 新たに雇い入れる者は65歳未満の富良野市民であること

- ・ 補助対象経費

1) 事業費補助金

対象経費	事業の実施・運営に必要な次の経費 (ア) 設備投資資金 機械装置、器具備品その他の設備の取得に要する経費 (イ) 運転資金 賃借料、広告宣伝費、通信運搬費、外注委託費、旅費、会議費、印刷製本費、消耗品費、水道光熱費、修繕費、
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※第2回審議会の際、配布したものと同一ものです。

	管理費、手数料、その他事業の運営に要する経費 (ウ) 人材育成経費 資格取得及び研修等に要する経費
対象外経費	(ア) 事業主及び役員報酬 (イ) 人件費 (ウ) 土地の造成費及び取得費 (エ) 建物及び構築物の造成費、取得費及び改修費 (オ) 事務所等の賃借料に係る敷金、各種保証金、電話加入料等返還が予定される金員 (カ) 原材料及び商品等仕入経費 (キ) 法人への出資及び保証金 (ク) 有価証券等取得資金 (ケ) 接待交際費 (コ) 各種税金及び各種保険料 (サ) 支払利息
補助金の額	市長が認めた補助対象経費のうち2分の1を補助します。
補助限度額	100万円

2) 雇用奨励補助金

支給要件	補助対象事業の実施に伴い、補助対象期間に、正規雇用として雇い入れ、かつ、1年を超えて継続雇用した者の人数に応じて支給します。 65歳未満の富良野市民を対象とします。
補助金の額	新たに雇い入れた者の人数に応じて15万円/人
補助限度額	交付対象となる人数は10人まで(上限150万円)

・ 補助対象期間

事業の着手から完了(事業の着手から1年を限度とする)までの期間平成25年度に限り、平成24年10月1日以降に着手する事業から対象とし、平成25年4月1日以降に発生する事業費補助金対象経費、平成25年4月1日から起算して1年間を超えて継続雇用を確認した者の人数に応じて補助金を支給する。

※第2回審議会の際、配布したものと同一ものです。

(参考) 富良野市企業振興促進条例による補助事業

市内に工場等を新設（または既存施設の増設）し、従業員を新しく3人以上雇用した場合、市はその事業者に対し補助します。

補助対象企業	<p>1. 工場：物の製造または加工を行なう企業（日本標準生産に掲げる製造事業場）</p> <p>2. 指定施設：先端技術を応用した製品の開発のための研究施設。ソフトウェアハウス（PCのプログラム作成施設）。医療福祉施設。スポーツ施設。教育文化施設。宿泊施設。観光施設。卸売施設。物流施設。</p>
補助対象施設	企業が直接使用する土地、建物及び付属施設で所得税法施行令第6条第1項第1号から第7号までに掲げる減価償却資産を含めた施設。
補助の要件	工場等の新設または増設に係る固定資産税評価額が2,000万円以上で、かつ、増加する従業員が3人以上（日々の雇入れ者は除く）で市内在住者が2人以上であること。ただし、富良野市都市計画区域内から市が指定する地域に移設する場合は、従業員の増加は要しない。
補助金の額	<p>■新設の場合 該当資産に係る固定資産税と都市計画税の合算額の1/2に相当する額を基準年度から6年間補助します。</p> <p>■増設の場合 該当資産に係る固定資産税と都市計画税の合算額の1/2に相当する額を基準年度から3年間補助します。</p> <p>※新たに増加した雇用者（市内在住者に限る）1人あたり24万円を基準年度に限り1回補助します。</p>
限度額	補助対象期間において、固定資産税、都市計画税に相当する補助金の合計額が1億円を超える場合は、1億円を限度とする。